

第十六条第一項中「ときは」の下に「法第三十一条第二項の規定に基づき」を加える。
第十八条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘査して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。
第十八条第二項に次のただし書きを加える。
ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘査して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。
第十八条第三項を削る。
第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の二条を加える。
(職業指導に関する制限)
第二十条里親は、認定等省令第九条（認定等省令第十七条及び第二十条において準用する場合を除く）

附 則
(施行期日)
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)
この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用

3 さされている書類は、この省令による改正後の一様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する
ことができる。

第三回 第二節 無因院探勘の事と道賀の事
（第一二三章—第一二五章）

第四節 質管理(第二十六条第一項第三十一条)

第三章 総則 第五節 第二十一章
医薬品外品第製造業者等の製造所における
理規則(平成十一年厚生省令第十六号)の全部を
改正する省令を次のように定める。
平成十六年十二月二十四日

文部省
十二月二十日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
医薬品及び医療部外品の製造管理及び品質

管理の基準に関する省令

第一回 第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 医薬品製造業者等の製造所における製造

第一節 造管理及び品質管理 通則（第四条—第二十条）

第二節 原薬の製造管理及び 十一条・第二十二条

- (定義)
 第二条 この省令で「製品」とは、製造所の製造工程を経た物（製造の中間工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの（以下「中間製品」という）を含む。以下同じ。）をいう。
 2 この省令で「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいう。
 3 この省令で「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品及び原料（以下「製品等」という。）の一群をいう。
 4 この省令で「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいう。
 5 この省令で「バリデーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方針（以下「製造手順等」という。）が期待される結果を与えることを検証し、これを文書とする」という。
 6 この省令で「清浄区域」とは、製造作業を行う場所（以下「作業所」という。）のうち、原料の秤量作業を行う場所、薬剤の調製作業を行う場所及び洗浄後の容器が作業所内の空気につれてる場所をいう。
 7 この省令で「無菌区域」とは、作業所のうち、無菌化された薬剤又は滅菌された容器が作業所内の空気につれてる場所、薬剤の充てん作業を行う場所、容器の閉そく作業を行う場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。
 8 この省令で、「細胞組織医薬品」とは、人又は動物の細胞又は組織から構成された医薬品（人の血液及び人の血液から構成される成分から構成される医薬品を除く。）をいう。
 9 この省令で「ドナー」とは、細胞組織医薬品の原料となる細胞又は組織を提供する人（臓器）の移植に関する法律（平成九年法律第二百四号）第六条第二項に規定する脳死した者の身体に係るもの（を除く。）をいう。
 10 この省令で「ドナー動物」とは、細胞組織医薬品の原料となる細胞又は組織を提供する動物をいう。
 (適用の範囲)
 第三条 法第十四条第一項に規定する医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下同じ。）若しくは医薬部外品の製造販売業者又は法第十九条の二第一項に規定する医薬品若しくは医薬部外品の選

- 任製造販売業者は、第二章又は第三章において準用する第二章の規定に基づき、製造業者及び法第十三条の三第一項に規定する外国製造業者（以下単に「外国製造業者」という。）（以下「製造業者等」と総称する。）に製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならない。
 2 医薬品又は医薬部外品に係る製品の製造業者等は、第二章又は第三章において準用する第二章の規定に基づき、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第九十六条に規定する製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならない。
 3 法第八十条第一項の輸出用の医薬品又は医薬部外品に係る製品の製造業者は、第二章又は第三章において準用する第二章の規定に基づき、輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならぬ。

第一章 医薬品製造業者等の製造所における製造管理及び品質管理

第一節 通則

(製造部門及び品質部門)

第四条 製造業者等は、製造所」といふ。法第十七条第三項に規定する医薬品製造管理者及び法第六十八条の二第一項に規定する生物由来製品（法第二条第九項に規定する生物由来製品をいう。以下同じ。）の製造を管理する者（外国製造業者にあっては、法第十三条の三第一項の規定により認定を受けた製造所の責任者又は当該外國製造業者があらかじめ指定した者（以下「製造管理責任者」と総称する。）の監督の下に、製造管理に係る部門（以下「製造部門」という。）及び品質管理に係る部門（以下「品質部門」という。）を置かなければならない。

- (製品標準書)
 第七条 製造業者等は、製品（中間製品を除く。以下この条において同じ。）とに、次に掲げる事項について記載した製品標準書を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成し、保管するとともに、品質部門の承認を受けるものとしなければならない。
 1 製造販売承認事項
 2 法第四十二条第一項の規定により定められた基準その他医事に関する法令又はこれに基づく命令若しくは処分のうち品質に関する事項
 3 製造手順（第一号の事項を除く。）
 4 製造しようとする製品が生物由来製品たる医薬品（以下「生物由来医薬品」という。）、
 5 品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手順
 6 回収処理に関する手順
 7 自己点検に関する手順
 8 教育訓練に関する手順
 9 その他の製造管理に係る手順
 10 滑りに実施するために必要な手順
 11 製造業者等は、製品標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「手順書等」と総称する。）を製造所に備え付けること。

- (職員)
 第六条 製造業者等は、製造・品質管理業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する責任者（以下単に「責任者」という。）を、製造所の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切に置かなければならぬ。
 2 製造業者等は、責任者を、製造所の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切な人数を配置しなければならぬ。
 3 製造業者等は、製造・品質管理業務を適切に実施しうる能力を有する人員を十分に確保しなければならぬ。
 4 製造業者等は、製造・品質管理業務に従事する職員（製造管理責任者を含む。）の責務及び管理体制を文書により適切に定めなければならない。
 (手順書等)
 第八条 製造業者等は、製造所ごとに、構造設備の衛生管理、職員の衛生管理その他必要な事項について記載した衛生管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。
 2 製造業者等は、製造所ごとに、製品等の保管、製造工程の管理その他必要な事項について記載した製造管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。
 3 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他の必要な事項を記載した品質管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。
 4 製造業者等は、前三項に定めるもののほか、製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順に関する文書（以下「手順書」という。）を製造所ごとに作成し、これを保管しなければならない。
 1 製造所からの出荷の管理に関する手順
 2 バリデーションに関する手順
 3 第十四条の変更の管理に関する手順
 4 第十五条の逸脱の管理に関する手順
 5 品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手順
 6 回収処理に関する手順
 7 自己点検に関する手順
 8 教育訓練に関する手順
 9 その他の製造管理に係る手順
 10 滑りに実施するために必要な手順
 11 製造業者等は、製品標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「手順書等」と総称する。）を製造所に備え付けること。

人若しくは動物の細胞を培養する技術を応用して製造される医薬品を原料として使用する医薬品又は細胞組織医薬品（以下「生物由来医薬品等」と総称する。）に係る製品である場合においては、次に掲げる事項イ原料として使用する人、動物、植物又は微生物から得られた物に係る名称、本質及び性状並びに成分及びその含有量その他の規格

(構造設備)

第九条 製品の製造所の構造設備は、次に定める

とおりに適合するものでなければならない。

一 手順書等に基づき、その用途に応じ適切に

清掃及び保守が行われ、必要に応じ滅菌され、

また、その記録が作成され、保管されている

こと。

二 製品等により有毒ガスを取り扱う場合にお

いては、その処理に要する設備を有すること。

三 作業所のうち作業室は、製品の種類、剤型

及び製造工程に応じ、じんあい又は微生物に

による汚染を防止するのに必要な構造及び設備

を有していること。ただし、製造設備等の有

する機能によりこれと同程度の効果を得られ

る場合には、この限りではない。

四 作業所のうち、原料の秤量作業、製品の調

製作業、充てん作業又は閉そく作業を行う作

業室は、当該作業室の職員以外の者の通路と

ならないよう造られてゐること。ただし、

当該作業室の職員による製品への汚

染のおそれがない場合においては、この限り

でない。

五 飛散しやすく、微量で過敏反応を示す製品等又は交叉汚染することにより他の製品に重大な影響を及ぼすおそれのある製品等を製造する場合においては、当該製品等の関連する作業室を専用とし、かつ、空気処理システムを別系統にしていること。

六 製品の製造に必要な質及び量の水(設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む)を供給する設備を有すること。

(製造管理)

第十一条 製造業者等は、製造部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。

一 製造工程における指示事項、注意事項その他必要な事項を記載した製造指図書を作成し、これを保管すること。

二 製造指図書に基づいて製品を製造すること。

三 製品の製造に関する記録をロットごとに作成し、これを保管すること。

(ロットを構成しない製品については製造番号)。

四 製品の資材についてロットごとにそれが適正である旨を確認することも、その結果に記録を作成し、これを保管すること。

五 製品等についてロットごとに、資材につ

いては管理単位ごとに適正に保管し、出納を行つとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

六 構造設備の清掃を確認し、その結果に關す

る記録を作成し、これを保管すること。

七 職員の衛生管理を行うとともに、その記録

を作成し、これを保管すること。

八 構造設備を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

九 製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を品質部門に対して文書により報告すること。

十 その他製造管理のために必要な業務

(品質管理)

第十二条 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製品の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 製品等についてはロットごとに、資材につ

いては管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 採取した検体について、ロットごとに、資材につ

いては管理単位ごとに試験検査(当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において行う試験検査であつて、当該利用につき支障がないと認められるものを含む。以下同じ)を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

四 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、試験検査に関する記録を作成し、これを保管すること。

五 第二号の試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造部門に対して文書により報告す

ること。

六 その他品質管理のために必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手続が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国における製造管理及び品質管理に関する基準に適合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

(パリデーション)

第十三条 製造業者等は、あらかじめ指定した者

に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 次に掲げる場合においてパリデーションを行ふこと。

イ 当該製造所において新たに医薬品の製造

を開始する場合

ロ 製造手順等に製品の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合

ハ その他製品の製造管理及び品質管理を適

切に行うために必要と認められる場合

及ぼす変更がある場合

二 パリデーションの計画及び結果を品質部門に對して文書により報告すること。

三 前項第一号のパリデーションの結果に基づき、製造管理又は品質管理に関する措置を探査するところに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。

四 製造業者等は、前項第一号のパリデーションの結果に基づき、製造管理又は品質管理に関する措置を探査するところに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。

五 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手續が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造

されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国にお

ける製造管理及び品質管理に関する基準に適

合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手續が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造

されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国にお

ける製造管理及び品質管理に関する基準に適

合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手續が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造

されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国にお

ける製造管理及び品質管理に関する基準に適

合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

(バリデーション)

第十四条 製造業者等は、製造手順等に基づき、

製品の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を

行う場合においては、あらかじめ指定した者に

対して文書により報告すること。

イ 当該措置の記録を作成し、これを保管す

ること。

ロ 製造手順等に製品の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合

ハ その他製品の製造管理及び品質管理を適

切に行うために必要と認められる場合

及ぼす変更がある場合

二 バリデーションの計画及び結果を品質部門に

対して文書により報告すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手續が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造

されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国にお

ける製造管理及び品質管理に関する基準に適

合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手續が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造

されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国にお

ける製造管理及び品質管理に関する基準に適

合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

四 当該製品について当該外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を作成し、これを保管すること。

五 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

六 その他品質管理のため必要な業務

輸入先国における製造管理及び品質管理の基準並びにこれらとの基準に対する適合性の確認に

関する手續が我が國のものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く)は、輸入した物について輸入先の外国製造業者が行つた試験検査の記録を確認することをもつて代えることがで

きる。この場合において、製造業者は、品質部門に、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製品等が適切な製造手順等により製造

されていることを定期的に確認すること。

二 当該外国製造業者の製造所が、その国にお

ける製造管理及び品質管理に関する基準に適

合していることを定期的に確認すること。

三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管

すること。

(逸脱)

イ 逸脱の内容を記録すること。

二 重大な逸脱が生じた場合は、次に

掲げる業務を行ふこと。

ハ 逸脱による製品の品質への影響を評価

し、所要の措置を探査すこと。

三 製造工程において、製品等及び資材の微生物等による汚染等を防止するために必要な措置を探ること。

四 製造する無菌医薬品に係る製品の種類、剤型、特性及び製造工程等に応じて、製品の微生物等による汚染等を防止するために必要な工程等について、所要の微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。

五 製造用水については、その用途に応じ、所要の微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。

六 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。

七 製造工程において現に原料等として使用されているものと、動物組織原料の加工、微生物の培養等の所への立入りをできる限り制限すること。

八 現に作業が行われている清浄区域又は無菌区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。

九 製造工程において現に原料等として使用されているものと、動物組織原料の加工、微生物の培養等の所への立入りをできる限り制限すること。

十 現に作業が行われている清浄区域又は無菌区域への職員の立入りをできる限り制限すること。

十一 現に作業が行われている清浄区域又は無菌医薬品に係る製品の作業区域に立入りさせないこと。

十二 現に作業が行われている清浄区域又は無菌区域へ立入る際には、当該区域の管理の程度に応じて、更衣等を適切に行わせること。

十三 職員が製品等を微生物等により汚染するおそれのある健康状態(皮膚若しくは毛髪の感染症若しくは風邪にかかる場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。以下同じ。)にある場合には、申告を行わせること。

(教育訓練)

第十五条 製造業者等は、無菌医薬品に係る製品を製造する場合には、あらかじめ指定した者に、第十九条に規定する業務のほか、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 製造又は試験検査に従事する職員に対しても、無菌医薬品に係る製品の製造のために必要な衛生管理、微生物学その他必要な教育訓練を実施すること。

二 清浄区域及び無菌区域等での作業に従事する職員に対して、微生物等による汚染を防止するための必要な措置に関する教育訓練を実施すること。

第三節 生物由来医薬品等の製造管理及び品質管理

(生物由来医薬品等の製造設備)

第一十六条 生物由来医薬品等に係る製品の製造業者等の製造所の構造設備は、第九条及び第二十三条の規定に定めるもののほか、次に定めるところに適合しなければならない。

一 生物学的製剤(ロットを構成しない血液製剤を除く。)に係る製品の製造設備は、次に定めるところに適合する。

イ 作業所には、他から明確に区別された室において、次に掲げる設備を設けること。

ただし、製品の種類、製造方法等により、当該製品の製造に必要がないと認められる設備を除く。

(1) 微生物の貯蔵設備

(2) 生物接種後のものを管理する設備

(3) 製造又は試験検査に使用する動物を処理する設備

(4) 微生物を培地等に移植する設備

(5) 培養した微生物の採取、不活性化、殺菌等を行う設備

(6) 原波の希釈用液を調製する設備

(7) 原波の希釈用液を調製する設備

(8) 原波の希釈、分注及び容器の閉そくを行なう設備

(9) 製造又は試験検査に使用した器具、器械等について消毒を行なう設備

二 ロットを構成しない血液製剤に係る製品の製造所の構造設備は、次に定めるところに適合するものである。

イ 作業所のうち、血液成分の分離及び混合、薬液の注入及び排出並びに容器の閉そく作業を行う作業室は、血液製剤以外の製品の作業室と区別されていること。

ロ 作業室のうち、イに規定する作業を開放式操作によつて行なう作業室は、次に定めるところに適合するものである。

イ 作業室は専用であること。

ロ 作業室は無菌室であること、又は当該作業室内に適切に無菌操作を行うことができる機能を有する設備を設けていること。

ハ 作業所には、無菌室で作業を行なう職員の専用の更衣設備を設けること。

イ 作業所には、無菌室で作業を行なう職員の専用の更衣設備を設けること。

ハ 作業所には、無菌室で作業を行なう職員の専用の更衣設備を設けること。

二 人への血液又は血漿を原料とする製品の製造を行う区域は、他の区域から明確に区別されており、かつ、当該製造を行なうための専用の設備及び器具を有していること。ただし、ウイルスを不活性化又は除去する工程以降の製造工程にあっては、この限りでない。

(製造管理)

三 製造業者等は、生物由来医薬品等に係る製品を製造する場合には、製造部門に、第十条及び二十四条に規定する業務のほか、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行なわなければならない。

一 製造工程において、製品等を不活性化する場合又は製品等に含まれる微生物等を不活性化し、若しくは除去する場合には、当該装置を用いる場合においては、温度、水素イオン指數等の製造工程の管理に必要な事項について、継続的に測定を行うこと。

二 製造工程において、発酵等の生物化学的な技術を用いる場合には、微生物等による当該装置の汚染を防止するために必要な措置を探るとともに、必要に応じエンドトキシンの測定を行うこと。

三 製造工程において、培養槽中に連続的に培地を供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合においては、培養期間中の当該培養槽における培養条件を維持するための必要な措置を探ること。

四 製造工程において、培養槽中に連続的に培地を供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合においては、培養装置等を用いる場合においては、微生物等による当該装置の汚染を防止するために必要な措置を探るとともに、必要に応じエンドトキシンの測定を行うこと。

五 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。

一 製造作業に従事する職員以外の者の作業所への立入りをできる限り制限すること。

二 現に作業が行われている清浄区域又は無菌区域への職員の立入りをできる限り制限すること。

三 製造作業に従事する職員を、使用動物(その製造工程において現に使用されているもの)のを除く。の管理に係る作業に従事させないこと。

四 製造工程において現に使用されているもの(その製造工程において現に使用されているもの)を除く。の管理に係る作業に従事させないこと。

五 次に定めるところにより、清浄区域又は無菌区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。

一 製造作業に従事する職員に、消毒された作業衣、作業用のはき物、作業帽及び作業マスクを着用させること。

二 職員が製品等を微生物等により汚染するおそれのある疾病にかかるいないことを確認するために、職員に対し、六月を超えない期間ごとに健康診断を行うこと。

ハ 職員が製品等を微生物等により汚染するおそれのある疾病にかかるいないことを確認するために、職員に対し、六月を超えては、申告を行なわせること。

七 使用動物（製造に使用するものに限る。以下この項において同じ。）を常時適正な管理の下に飼育するとともに、その使用に当たつては、健康観察を行うことにより、伝染病にかかるつている動物その他使用に適していない動物を使用することとのないようにすること。

八 微生物により汚染されたすべての物品（製造の過程において汚染されたものに限る。）及び使用動物の死体を、保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置すること。

九 製造に使用する微生物の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 微生物の名称及び容器」と付された番号

ロ 謾受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）

ハ 生物学的性状及びその検査年月日

二 繼代培養の状況

十 症状病原体、急性灰白髄炎病原体、有芽胞病原菌又は結核菌を取り扱う作業室で使用する器具器械は、製品の種類ごとに標識をして、他の製品の製造に使用することを禁止すること。

十一 生物由来医薬品に係る製品の製造に使用する生物（植物を除く。）由来する原料（以下「生物由来原料」という。）については、当該生物由来原料が当該製品の製品標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

十二 生物由来医薬品に係る製品の製造に使用する生物由来原料については、厚生労働大臣の定めるところにより、記録しなければならないとされている事項を第三十条第二号及び第三号に規定する期間自ら保管し、又は当該生物由来原料（製造に使用する原料又は材料（製造工程において使用されるものを含む。）の由来となるものをいう。）を採取する業者等（以下「原材料採取業者等」という。）との間で取決めを締結することにより、当該原材料採取業者等において適切に保管すること。

十三 第十条第九号及び前二号の記録を、製造する生物由来医薬品等たる製品のロット」ととて、これを保管すること。

イ 製造業者等は、細胞組織医薬品に係る製品を製造する場合においては、製造部門に、第十一条及び前項に規定する業務のほか、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。

一 異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を取り扱う場合においては、当該細胞又は組織の混同及び交叉汚染を防止するため必要な措置を探ること。

二 原料となる細胞又は組織について、受入れ時に、次に掲げる事項に関する記録により、当該製品の製品標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 当該細胞又は組織を採取した施設

ロ 当該細胞又は組織を採取した年月日

ハ 当該細胞又は組織が人に係るものである場合においては、ドナースクリーニング（ドナーについて、問診、検査等による診断を行い、細胞組織医薬品に係る製品の原料となる細胞又は組織を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいう。）のためのドナーの問診、検査等による診断の状況

二 当該細胞又は組織が動物に係るものである場合においては、ドナー動物の受け入れの状況並びにドナースクリーニング（ドナー動物について、試験検査及び飼育管理を行い、細胞組織医薬品に係る製品の原料となる細胞又は組織を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをい

る）と作成し、これを保管すること。

（品質管理）

四 職員が次のいずれかに該当する場合においては、当該職員を清浄区域又は無菌区域における作業に従事させないこと。

イ 製造業者等を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合

ロ 細胞又は組織の採取又は加工の直前に細胞又は組織を汚染するおそれのある微生物等を取り扱っている場合

三 製品について、製品ごとに、出荷先施設名、出荷日及びロットを把握するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

イ ドナー動物の受入れ後の飼育管理に関する記録を作成し、これを保管すること。

ロ 当該細胞又は組織を採取した年月日

四 製品について、製品ごとに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

イ 細胞又は組織が動物に係るものである場合においては、ドナースクリーニング（ドナーについて、問診、検査等による診断を行い、細胞組織医薬品に係る製品の原料となる細胞又は組織を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいう。）のためのドナーの問診、検査等による診断の状況

二 当該細胞又は組織が動物に係るものである場合においては、ドナー動物の受け入れの状況並びにドナースクリーニング（ドナー動物について、試験検査及び飼育管理を行い、細胞組織医薬品に係る製品の原料となる細胞又は組織を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをい

る）と作成し、これを保管すること。

（品質管理）

五 第十条及び前二項に規定する生物由来医薬品に係る製品に関する記録は、製造に使用した生物由来原料に関する記録から当該生物由来原料を使用して製造された製品に関する記録までの一連のものを適切に確認できるよう保管されなければならない。

六 第十二条及び前二項に規定する生物由来医薬品に係る特定生物由来医薬品（以下「特定生物由来医薬品」という。）又は細胞組織医薬品に係る製品について、第十一条第一項第三号及び第二十一条の規定にかかわらず、ロットごとに（ロットを構成しない特定生物由来医薬品について、当該製品の製造番号又は当該生物由来原料のロットごとに）所定の試験検査に必要な量の二倍以上の量を参考品として、製造された日から次の各号に掲げる期間適切な保管条件の下で保管しなければならない。ただし、ロットを構成しない特定生物由来医薬品に係る製品であつて原材料採取業者等との間で当該原材料採取業者等が参考品を次の各号に掲げる期間保管することを取り決めているものについてはこの限りでなく、また、ロットを構成する特定生物由来医薬品又は細胞組織医薬品に係る製品であつては、当該製品の有効期間に一年（放射性医薬品に係る製品にあっては一月）を加算した

三 原料となる細胞又は組織をドナー動物から採取する場合においては、採取の過程において微生物等による汚染を防止するために必要な措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

（品質管理）

四 職員が次のいずれかに該当する場合においては、当該職員を清浄区域又は無菌区域における作業に従事させないこと。

一 特定生物由来医薬品に係る製品（前号に掲げるものを除く。）にあつては、適切な期間を製造する場合においては、品質部門に、第十一条及び前項に規定する業務のほか、手順書等に基づき、次に掲げる細胞組織医薬品に係る製品を製造する場合においては、品質部門に、第十一

イ 屋外に直接面する出入口（非常口を除く。）がないこと。ただし、屋外からの汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している場合においては、この限りでない。

ロ 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。

ハ 室内の排水設備は、作業室の汚染を防止するためには必要な構造であること。

二 作業室の天井は、ごみの落ちるおそれのないような構造であること。

ホ 室内のパイプ、ダクト等の設備は、表面にごみがたまらないよう構造であること。ただし、清掃が容易である場合は、表面にごみがたまらないよう構造であることはこの限りでない。

六 六 製品等及び資材を区分して、衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

七 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、故障がないと認められるときは、この限りでない。

（無菌医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備）

第七条 施行規則第二十六条第一項第三号の区分及び施行規則第三十六条第一項第三号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、前条に定めるもののはか、次のとおりとする。

一 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 作業所のうち作業室又は作業管理区域（作業室及び廊下等から構成されていて、全体が同程度に清潔の維持ができるよう管理される区域をいう。以下同じ。）は、温度及び湿度を維持管理できる構造及び設備を有すること。

ロ 原料の秤量作業（無菌原薬（無菌である原薬をいう。以下同じ。）に係る製品の作業所における作業を除く。）又は容器（無菌原薬に係る製品の作業所においては、滅菌のために行う調製作業以後の作業において用いるものに限る。）の洗浄作業を行つ作業室は、防じんため、密閉構造であること。

二 無菌原薬に係る製品の作業所のうち、滅菌（包装、表示又は保管のみを行う製造所を除く。）は、次に定めるところに適合するものでいる場合においては、この限りでない。

イ 天井、壁及び床の表面は、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものであること。

ロ 設備及び器具は、滅菌又は消毒が可能なものであること。

三 次に掲げる試験検査の設備及び器具を備えていること。この場合においては、前条第七号ただし書の規定を適用する。

イ 密封状態検査を行う必要がある場合に

ハ 製品等及び資材の理化学試験の設備及び器具

四 器具

二 無菌試験の設備及び器具

ホ 烈熱性物質試験を行う必要がある場合に

ハ 生物学的試験を行う必要がある場合に

（特定生物由来医薬品等の製造業者等の製造所の構造設備）

第七条 施行規則第二十六条第一項第三号の区分及び施行規則第三十六条第一項第三号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、前条に定めるもののはか、次のとおりとする。

一 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 作業所のうち作業室又は作業管理区域（作業室及び廊下等から構成されていて、全体が同程度に清潔の維持ができるよう管理される区域をいう。以下同じ。）は、温度及び湿度を維持管理できる構造及び設備を有すること。

二 作業所のうち、動物又は微生物を用いる試験を行う区域及び特定生物由来医薬品等に係る製品の製造に必要な動物組織又は微生物を取り扱う区域は、当該製品の製造を行う他の区域から明確に区別されたり、かつ、空気処理システムが別系統にされていること。

イ 清浄区域（作業所のうち、原料の秤量作業を行う場所、薬剤の調製作業を行う場所及び洗浄後の容器が作業所内の空気に触れる場所、薬剤の充てん作業を行う場所、容器の閉そく作業を行う場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。以下この号において同じ。）及び無菌区域（作業所のうち、無菌化された薬剤又は滅菌された容器が作業所内の空気に触れる場所、薬剤の充てん作業を行う場所、容器の閉そく作業を行う場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。以下この号において同じ。）は、次に定めるところに適合するものであること。

（1）天井、壁及び床の表面は、なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであること。また、清掃が容易で、消毒を行うことができるものであること。

（2）排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものであること。

（1）排水口は、清掃が容易なトラップ及び排水の逆流を防止するための装置を有するものであること。

（2）トラップは、消毒を行うことができる構造のものであること。

（3）床の溝は、浅く清掃が容易なものであり、かつ、排水口を通じて、製造区域、培養、抽出及び精製作業、原料の秤量作業、容器の洗浄及び乾燥作業、薬剤の調製及び充てん作業並びに容器の閉そく及び包装作業を行う場所並びに更衣を行う場所をいう。以下の号において同じ。）の外へ接続されていること。

（4）病原性を持つ微生物等を取り扱う区域から排出される空気を、高性能エアフィルターにより当該微生物等を除去した後においては、当該微生物等の空気拡散を防止するために適切な構造のものであること。

（5）必要に応じて、作業室ごとに別系統に取り扱う区域は、当該区域で使用した器具及び器具を取り扱う区域は、当該区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに供し、かつ、適切な差圧管理を行つために必要な構造及び設備を有すること。

ト 作業所のうち、感染性を持つ微生物等を取り扱う区域は、当該区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに廃液等の処理のための設備を有すること。

チ 作業所のうち、製造に使用する痘そう病原体、急性灰白腫炎病原体、有芽胞病原菌又は結核菌を取り扱う室及び器具器具は、製品の種類ごとに専用であること。

リ 空気処理システムは、次に定めるところに適合するものであること。

（1）微生物等による製品等の汚染を防止するために適切な構造のものであること。

（2）病原性を持つ微生物等を取り扱う場合においては、当該微生物等の空気拡散を防止するために適切な構造のものであること。

二 作業所のうち、動物又は微生物を用いる試験を行う区域及び特定生物由来医薬品等に係る製品の製造に必要な動物組織又は微生物を取り扱う区域は、当該製品の製造を行う他の区域から明確に区別されたり、かつ、空気処理システムが別系統にされていること。

イ 清浄区域（作業所のうち、原料の秤量作業を行う場所、薬剤の調製作業を行う場所及び洗浄後の容器が作業所内の空気に触れる場所をいう。以下この号において同じ。）及び無菌区域（作業所のうち、無菌化された薬剤又は滅菌された容器が作業所内の空気に触れる場所、薬剤の充てん作業を行う場所、容器の閉そく作業を行う場所及び無菌操作を行う場所をいう。以下この号において同じ。）は、次に定めるところに適合するものであること。

（1）天井、壁及び床の表面は、なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであること。また、清掃が容易で、消毒を行うことができるものであること。

（2）排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものであること。

（1）排水口は、清掃が容易なトラップ及び排水の逆流を防止するための装置を有するものであること。

（2）トラップは、消毒を行うことができる構造のものであること。

（3）床の溝は、浅く清掃が容易なものであり、かつ、排水口を通じて、製造区域、培養、抽出及び精製作業、原料の秤量作業、容器の洗浄及び乾燥作業、薬剤の調製及び充てん作業並びに容器の閉そく及び包装作業を行う場所並びに更衣を行う場所をいう。以下の号において同じ。）の外へ接続されていること。

（4）病原性を持つ微生物等を取り扱う区域から排出される空気を、高性能エアフィルターにより当該微生物等を除去した後においては、当該微生物等の空気拡散を防止するために適切な構造のものであること。

（5）必要に応じて、作業室ごとに別系統に取り扱う区域は、当該区域で使用した器具及び器具を取り扱う区域は、当該区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに供し、かつ、適切な差圧管理を行つために必要な構造及び設備を有すること。

ト 作業所のうち、感染性を持つ微生物等を取り扱う区域は、当該区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに廃液等の処理のための設備を有すること。

チ 作業所のうち、製造に使用する痘そう病原体、急性灰白腫炎病原体、有芽胞病原菌又は結核菌を取り扱う室及び器具器具は、製品の種類ごとに専用であること。

リ 空気処理システムは、次に定めるところに適合するものであること。

（1）微生物等による製品等の汚染を防止するために適切な構造のものであること。

（2）病原性を持つ微生物等を取り扱う場合においては、当該微生物等の空気拡散を防止するために適切な構造のものであること。

ル 製造又は試験検査に使用する動物（下ナード動物を含む。以下「使用動物」という。）の区域から隔離されていること。設置は、次に定めるところに適合するものであること。

(1) 使用動物を検査するための区域は、他の区域から隔離されること。

(2) 善虫の侵入のおそれのない飼料の貯蔵設備を有していること。

(3) 製造に使用する動物の飼育室をそれぞれ有していること。

(4) 使用動物の飼育室は、他の区域と空気処理システムが別系統にされていてこと。

(5) 使用動物に抗原等を接種する場合には、接種室を有していること。この場合は、接種室は動物の剖検室と分離されていること。

ラ 貯蔵設備は、恒温装置、自記温度計その他必要な計器を備えたものであること。

二 細胞組織医薬品（人又は動物の細胞又は組織から構成された医薬品（人の血液及び人の血液から製造される成分から構成される医薬品を除く。）をいう。以下同じ。）に係る製品の製造所（包装、表示又は保管のみを行う製造所を除く。）は、前号に定めるものほか、次に定めるところに適合するものであること。

イ 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、これらを行つたために必要な構造及び設備を有すること。

ロ 特定生物由来医薬品等に係る製品の製造所（包装、表示又は保管のみを行つた製造所に限る。）は、作業を適切に行つたのに支障のない面積を有しなければならない。

(放射性医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

第九条 施行規則第二十一条第一項第二号及び第二項第一号の区分並びに施行規則第三十六条第一項第二号及び第二項第一号の区分の製造業者等の製造所を除く。以下この項及び次項において同じ。）の構造設備の基準は、第六条及び第七条に定めるもののが、次のとおりとする。

一 地ぐずれ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること。

二 放射性医薬品に係る製品の作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

(1) 主要構造部等が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られていること。

(2) 不燃材料を用いて厚生労働大臣が定めた線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な壁やへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

(3) 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な壁やへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

ハ 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な壁やへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

イ 他の施設と明確に区別されていること。

ロ 主要構造部等が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られていること。

ハ 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な壁やへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

二 製造所の境界及び製造所内的人が居住する区域における放射線の線量

二 人が常時出入りする出入口は、一箇所とする。

本 次に定めるところに適合する作業室及び試験検査室（動物試験を行う場合には動物試験室を含む。以下同じ。）を有すること。

(1) 内部の壁、床その他放射性物質（放射性医薬品の製造及び取扱規則第一条第二号に規定する放射性物質をいう。以下同じ。）による部地等のすきまの少ない構造であること。

ロ 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、製品の製造を行う他の区域から区分されていること。

口 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、これらを行つたために必要な構造及び設備を有すること。

イ 特定生物由来医薬品等に係る製品の製造所（包装、表示又は保管のみを行つた製造所に限る。）は、作業を適切に行つたのに支障のない面積を有しなければならない。

(放射性医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

一 次に定めるところに適合する汚染検査室（人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の検査及び除去を行う室をいう。以下同じ。）を有すること。

二 他の施設と明確に区別されていること。

ロ 主要構造部等が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ハ 第二号ハの基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

二 次に定めるところに適合する廃棄設備を有すること。

イ 他の施設と明確に区別されていること。

ロ 主要構造部等が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ハ 第二号ハの基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

二 次に定めるところに適合する作業所の出入口の線量

二 人が常時出入りする出入口は、一箇所とする。

本 次に定めるところに適合する作業室及び試験検査室（動物試験を行う場合には動物試験室を含む。以下同じ。）を有すること。

(1) 内部の壁、床その他放射性物質（放射性医薬品の製造及び取扱規則第一条第二号に規定する放射性物質をいう。以下同じ。）による部地等のすきまの少ない構造であること。

ロ 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、製品の製造を行う他の区域から区分されていること。

口 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、これらを行つたために必要な構造及び設備を有すること。

イ 特定生物由来医薬品等に係る製品の製造所（包装、表示又は保管のみを行つた製造所に限る。）は、作業を適切に行つたのに支障のない面積を有しなければならない。

(放射性医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

一 次に定めるところに適合する汚染検査室（人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の検査及び除去を行う室をいう。以下同じ。）を有すること。

二 他の施設と明確に区別されていること。

ロ 主要構造部等が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ハ 第二号ハの基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

二 次に定めるところに適合する廃棄設備を有すること。

イ 他の施設と明確に区別されていること。

ロ 主要構造部等が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ハ 第二号ハの基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物が設けられていること。

二 次に定めるところに適合する作業所の出入口の線量

二 人が常時出入りする出入口は、一箇所とする。

本 次に定めるところに適合する作業室及び試験検査室（動物試験を行う場合には動物試験室を含む。以下同じ。）を有すること。

(1) 内部の壁、床その他放射性物質（放射性医薬品の製造及び取扱規則第一条第二号に規定する放射性物質をいう。以下同じ。）による部地等のすきまの少ない構造であること。

ロ 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、製品の製造を行う他の区域から区分されていること。

口 原料の受入れ、加工処理、製品の保管等を行う区域は、これらを行つたために必要な構造及び設備を有すること。

イ 特定生物由来医薬品等に係る製品の製造所（包装、表示又は保管のみを行つた製造所に限る。）は、作業を適切に行つたのに支障のない面積を有しなければならない。

(放射性医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

(1) 排水口における排液中の放射性物質の濃度を厚生労働大臣の定める濃度限度以下とする能力を有すること。又は排水監視設備を設けて排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、製造所の境界における排水中の放射性物質の濃度を厚生労働大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(2) 排液の漏れににくい構造で、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料が用いられていること。

(3) 排水淨化そなは、排液を採取することができる構造又は排液中ににおける放射性物質の濃度を測定することができる構造であり、かつ、排液の流出を調節する装置が備えられていること。

(4) 排水淨化そなはの上部の開口部は、ふたのできる構造であるか、又はその周囲にさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための設備が備えられていること。

二の(1)又はホの(1)に規定する能力を有する排気設備又は排水設備を設けることが著しく困難な場合において、排気設備又は排水設備が製造所の境界の外の人が被ばくする線量を厚生労働大臣が定める線量限度以下とする能力を有することにつき厚生労働大臣の承認を受けた場合においては、二の(1)又はホの(1)の規定は適用しない。

ト への承認を受けた排気設備又は排水設備が、当該承認に係る能力を有すると認められなくなつたときは、厚生労働大臣は当該承認を取り消すことができる。

チ 放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物を焼却する場合には、本の規定に適合する排気設備、第二号ホの(1)、(2)及び(4)の規定に適合する廃棄作業室、同号への(1)から(3)までの規定に適合する汚染検査室並びに次に定めるところに適合する焼却炉を有すること。

(1) 気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造であること。

(2) 排気設備に連結されていること。

(3) 焚却残渣の搬出ロは、廃棄作業室に連絡されていること。

放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物をコンクリートその他の固型化材料により固型化する場合には、本の規定に適合する排気設備、第二号ホの(1)、(2)及び(4)の規定に適合する廃棄作業室、同号への(1)から(3)までの規定に適合する汚染検査室並びに次に定めるところに適合する固型化処理設備を有すること。

(1) 放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物が漏れ、又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい構造であること。

(2) 液体が浸透しにくく、かつ、腐食ににくい材料が用いられていること。

(3) 前号への規定に適合する容器（耐火性の構造のものに限る。）が備えられていること。

五 放射性医薬品の製造及び取扱規則第一条第三号に規定する管理区域の境界には、さくそ他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていること。

厚生労働大臣が定める数量以下の放射性物質のみを取り扱う場合にあつては、前項第一号、第二号ロからモまで、第三号イからミまで及びヘ、第四号並びに第五号の規定は適用しない。

施行規則第二十六条第一項第一号及び第二項第一号の区分並びに施行規則第三十六条第一項第二号及び第二項第一号の区分の製造業者等の製造所（包装、表示又は保管のみを行う製造所に限る。）の構造設備の基準は、前二項の規定（放射性医薬品の製造及び取扱規則第二条第三項第一号のただし書きに規定する容器又は被包に係る物の包装、表示又は保管のみを行う場合においては第一項第二号ホ及び第四号ニ中作業室に關する規定を、当該製造業者等の他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行つてす障がないと認められるときは第一項第一号ホ及び第四号ニ中試験検査室に関する規定を除く。）を準用する。

(包装等区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

第十条 施行規則第二十六条第一項第五号及び第二項第三号の区分並びに施行規則第三十六条第一項第五号及び第二項第三号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 製品等及び資材を衛生的かつ安全に保管するためには必要な構造及び設備を有すること。

二 作業を適切に行うのに支障のない面積を有すること。

三 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障ないと認められるときは、この限りでない。

(薬局において医薬品を製造する場合の特例)

第十一条 薬局において、混和、溶解等の簡単な物理的操作により製造することができる医薬品(注射剤を除く。)を、第一条第一項に規定する薬局の構造設備及び器具をもつて製造することができ、その薬局の管理者がその製造に関し完全な管理をすることができる限度で、かつ、その薬局の業務の遂行に支障を生ずることのない限度の規模において製造する場合には、第六条の規定にかかわらず、第一条第一項に規定する基準をもつて当該医薬品の製造所の構造設備の基準とする。

第二節 医業部外品の製造業

(一般区分の医業部外品製造業者等の製造所の構造設備)

第十二条 施行規則第二十六条第三項第一号の区分及び施行規則第三十六条第三項第一号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、法第十四条第二項第四号に規定する政令で定める医業部外品があつては、第六条の規定を準用する。

一 当該製造所の製品を製造するのに必要な設備及び器具を備えていること。

二 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。
　　イ 照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。
　　ロ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
　　ハ 作業を行うのに支障のない面積を有すること。

二、既設した臥室及び臓そのたための設備を有すること。
本床は板張り、コンクリート又はこれらに連するものであること。
ヘ廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。
ト作業員の消毒のための設備を有すること。
チ製造品由より有毒ガスを発生する場合には、その処理に要する設備を有すること。
イ作業所のうち、原料の秤量作業、医薬品の調製作業、充てん作業又は閉そく作業を行う作業室は、次に定めるところに適合するものであること。
ハ作業員以外の者の通路とならないようになつて造られていること。ただし、当該作業室の作業員以外の者による医薬品への汚染のおそれがない場合は、この限りでない。
口出入り及び窓は、閉鎖することができるものであること。
二 天井は、板張り、コンクリート又はこれらに連するものであり、かつ、ごみの落ちらるおそれのないように張られていること。
ホ床は、表面がなめらかでき間のないコンクリート、タイル、モルタル、板張り又はこれららのものと同じ程度に汚れを取ることができるものであること。
ヘ 室内のパイプ、ダクト等の設備は、その表面にこみがたまらないような構造のものであること。ただし、清掃が容易である場合は、この限りでない。
五 廉するためには必要な設備を有すること。
原料、資材及び製品の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、次により及び口に掲げる試験検査に必要な設備及び器具については、それそれ口に掲げる試験検査設備又は試験検査機関を利用してして自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
イ 小分けのみを行う医薬部外品に係る試験検査他の試験検査機関又は施行規則第十二条第一項の試験検査機関

(無菌医療部外品区分の医療部外品製造業者等の製造所の構造設備)

第十二条の二 施行規則第三十六条第三項第一号の区分及び施行規則第三十六条第三項第一号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準については、前条及び第七条(第六条に定めるものを除く)の規定を準用する。

(包装等区分の医療部外品製造業者等の製造所の構造設備)

第十二条の三 施行規則第二十六条第三項第二号の区分及び施行規則第三十六条第三項第三号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準については、第十条の規定を準用する。

第三節 化粧品の製造業者

(一般区分の化粧品製造業者の製造所の構造設備)

第十三条 施行規則第二十六条第四項第一号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 当該製造所の製品を製造するのに必要な設備及び器具を備えていること。

二 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

ハ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

二 防じん、防虫及び防そのための設備又は構造を有すること。

本床は、板張り、コノクリート又はこれらに準ずるものであること。

ハ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。

三 製品、原料及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。

ハ 全て貯蔵するために必要な設備を有すること。

四 製品、原料及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、次のイ及びロに掲げる試験検査に必要な設備及び器具については、それそれ以降に掲げる試験検査設備又は試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

口 高度な理学試験及び動物を用いる試験検査は施行規則第十二条第一項の試験検査設備又は当該製造業者の他の試験検査設備又は包装等区分の化粧品製造業者の製造所の構造設備

第十三条の二 施行規則第二十六条第四項第一号の区分の製造業者の製造所の構造設備の基準については、第十条の規定を準用する。この場合において、「製造業者」と読み替えるものとする。

第四節 医療機器の製造業者

(一般区分の医療機器製造業者等の製造所の構造設備)

第十四条 施行規則第二十六条第五項第三号の区分及び施行規則第三十六条第四項第三号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 当該製造所の製品を製造するのに必要な設備及び器具を備えていること。

二 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

ハ 印刷が適切な作業を行うのに支障のないよう配慮されており、かつ、清掃及び保守が容易なものであること。

三 手洗設備、便所及び更衣を行う場所を有するること。

口 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

ハ 作業を行うのに支障のない面積を有すること。

二 防じん、防虫及び防そのための設備又は構造を有すること。

本床は、板張り、コノクリート又はこれらに準ずるものであること。

ハ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。

三 製品、原料及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。

ハ 全て貯蔵するために必要な設備を有すること。

四 製品、原料及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、次のイ及びロに掲げる試験検査に必要な設備及び器具については、それそれ以降に掲げる試験検査設備又は試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

五 製品、製造用物質(製造工程において中間製品に使用される物(製品の一部となるものを除く)をいう。以下同じ。)及び構成部品等(製品において使用される部品、組立品等であつて、製品の一部となるもの及び製品のソフトウエアをいう。以下同じ。)を区分して、衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

六 製品、製造用物質及び構成部品等(以下の条から第十四条の四までにおいて「製品等」という。)の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 滅菌医療機器区分の医療機器製造業者等の製造所の構造設備

第十四条の二 施行規則第二十六条第五項第一号の区分及び施行規則第三十六条第四項第二号の区分の製造業者等の製造所の構造設備の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 滅菌医療機器に係る製品の組立作業及び包装作業を行う作業室又は作業管理区域(以下「作業管理区域等」という。)は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。

二 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

ハ 天井、壁及び床の表面は、容易に汚れを取ることができるものであること。

イ 特定生物由来医療機器等の製造業者等の製造所の構造設備

第十四条の三 法第一条第十項に規定する特定生物由来製品たる医療機器、法第四十三条第二項の規定により厚生労働大臣の指定した医療機器又は細胞組織医療機器(以下「特定生物由来医療機器等」と総称する。)に係る製品の製造業者等の製造所(包装、表示又は保管のみを行う製造所を除く。以下この項において同じ。)の構造設備の基準は、第十四条(滅菌医療機器に係る製品の製造を行なう場合においては、前二条)に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

二 特定生物由来医療機器等に係る製品の製造を行なう作業室又は作業管理区域は、温度及び湿度を維持管理できる構造及び設備を有すること。

口 材料の秤量作業又は容器の洗浄作業を行なう作業室は、防じんのため、密閉構造であること。

ハ 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。

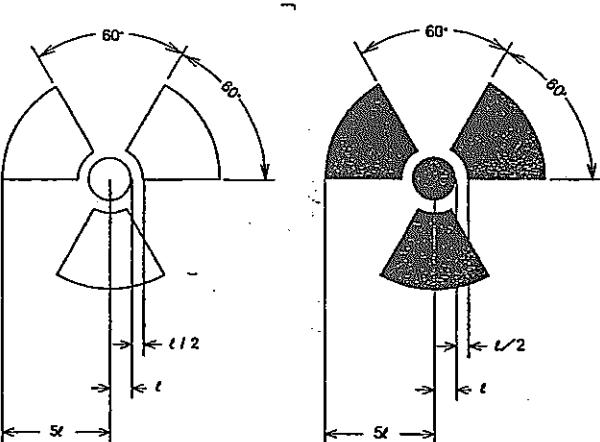
二 防じん、防湿、防虫及び防そのための構造又は設備を有すること。ただし、製品による汚染のおそれがない場合には、この限りでない。

ハ 屋外に直接面する出入口(非常口を除く)がないこと。ただし、屋外からの汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している場合には、この限りでない。

本 消毒に耐えるものであること。ただし、屋外からの汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有する場合においては、この限りでない。

二 天井、壁及び床の表面は、消毒液等による消毒に耐えるものであること。ただし、天井、壁及び床の表面は、消毒液等による消毒に耐えるものである場合には、当該作業管理区域等の汚染を防止するために必要な構造であること。

別記第十六の二葉マークの部分中



とする。」を語る

西記十七の題題目中「十センチメートル以上」に於ける語義の範囲中。
四。

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月二十四日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

(638)

○厚生労働省告示第四百二十号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号) 第

八十一条第一項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十一条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定す

る法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。

平成十六年十一月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器業事法第一条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、理療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)別表第一の1から252までに掲げる高度管理医療機器において準用する場合を含む)並びに薬事法施行令

○厚生労働省告示第四百三十一号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第二十条第一項第六号及び第七号(同令第七十二条において準用する場合を含む)並びに薬事法施行令

「センチメートル」が「10センチメートル以上」となる
る高度管理医療機器を次のようく定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正す

を改め、回示記述母「1.」及び「2. 色彩は、黒

規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十六条
第六号及び第七号の規定に基づき、薬事法施行令
第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づ
き厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)
第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)
から適用する。なお、薬事法施行令第一条の二の
二第一項第七号及び第八号の規定に基づき厚生労
働大臣が指定する医薬品(平成六年厚生省告示第
十七号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止す
る。

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
ハツカ水	精製白糖	白糖	白色軟膏	無水乳糖	ナタネ油	豚脂	トラガント末	ツバキ油	デキストリン	トウモロコシ粉	トウモロコシ粉末	セルロース	タルク	单軟膏	単シロップ	精製セラック	白色セラック	結晶セルロース	ダイズ油	粉末セルロース	セスキオレイン	セタノール	焼セツコウ	ゼラチン	精製ゼラチン	ステアリン酸	コメデンドンブン	コレステロール	酢酸フタル酸	サツカリンナ	酸化カルシウム	酸化チタン	常水	親水軟膏	ココナツ油	ゴマ油									
ハチミツ	精製白糖	白糖	白色軟膏	無水乳糖	ナタネ油	豚脂	トラガント末	ツバキ油	デキストリン	トウモロコシ粉	トウモロコシ粉末	セルロース	タルク	单軟膏	単シロップ	精製セラック	白色セラック	結晶セルロース	ダイズ油	粉末セルロース	セスキオレイン	セタノール	焼セツコウ	ゼラチン	精製ゼラチン	ステアリン酸	コメデンドンブン	コレステロール	酢酸フタル酸	サツカリンナ	酸化カルシウム	酸化チタン	常水	親水軟膏	ココナツ油	ゴマ油									
ハツカ水	精製白糖	白糖	白色軟膏	無水乳糖	ナタネ油	豚脂	トラガント末	ツバキ油	デキストリン	トウモロコシ粉	トウモロコシ粉末	セルロース	タルク	单軟膏	単シロップ	精製セラック	白色セラック	結晶セルロース	ダイズ油	粉末セルロース	セスキオレイン	セタノール	焼セツコウ	ゼラチン	精製ゼラチン	ステアリン酸	コメデンドンブン	コレステロール	酢酸フタル酸	サツカリンナ	酸化カルシウム	酸化チタン	常水	親水軟膏	ココナツ油	ゴマ油									

○厚生労働省告示第四百三十一号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第一一号)第二十条第二項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、薬事法施行令第二十一条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。なお、薬事法施行令第一条の二の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品(平成十六年厚生労働省告示第二百八十六号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

○厚生労働省告示第四百三十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）
第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による
保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第二百五十八
号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月
二十四日から適用する。
平成十六年十二月二十四日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
別表第九の2の(2)の表福岡県の項中「古賀市」
の次に「福津市」を加え、「京都市 福岡町」を削
る。
○厚生労働省告示第四百三十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）
第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による
保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第二百五十八
号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月
一日から適用する。
平成十六年十二月二十四日

十一日から適用する。

厚生労働大臣 尾辻 稔人

別表第9の3の(1)の表滋賀県の項中「八日市市」を削り、「湖南市」の次に「東近江市」を加える。

○厚生労働省告示第四百三十九号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器を次のように定め、業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年厚生労働省令第九十六号）第一条の規定の施行の日（平成十七年四月一日）から適用する。なお、医療用具の製造管理及び品質管理規則第三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療用具（平成七年厚生省告示第百三十号）は、平成十七年三月三十日限り廃止する。

平成十六年十二月二十四日

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八条第一項の規定に基つき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十二月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

別表第9の3の(1)の表栃木県の項中「黒磯市」を「那須塩原市」に改め、「那須郡 西那須町町」及び「盐原町」を削る。

別表第9の3の(1)の表新潟県の項中「大崎町」及び「中郷村」を削る。

別表第9の3の(1)の表福井県の項中「南条町」を「猪籠町」に改める。

別表第9の3の(1)の表長崎県の項中「上水内郡豊野町」を削る。

○厚生労働省告示第四百三十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八条第一項の規定に基つき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十二月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

別表第9の3の(2)の表長崎県の項中「香椎町」を「伊王島町」及び「南島町」を削る。

を削り、「かほく市」の次に「自山市」と及ぶ「新潟市」
市」を是べ、「根上町」「寺井町」「辰口町」「美山町」、「鶴来町」「河内村」「吉野谷村」「鳥越村」、「尾口村」及び「白峰村」を置く。
別表第9の3の3の表福井県の項中「朝日町」「宮崎村」及び「雜田町」を罷り、「涌水町」の「
「越前町」を除く。

○厚生労働省告示第四百三十七号
生活保護法（昭和十五年法律第四十四号）
第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による
保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第四百五十一
号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一
日から適用する。

平成十六年十一月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 素久
別表第9の3の3の表三重県の項中「漁町」
削る。

別表第9の3の3の表広島県の項中「賀茂郡
黒瀬町」及び「安芸郡町」を削る。

○厚生労働省告示第四百三十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による
保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十
号）

八 る 一	を	月 八 る	一	次 、	三 本	厚生労働大臣	尾辻秀久				
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
血管 へ バ リ ン 使 用 血 管 向 け 灌 流 用 力 テ ー テ ル	カ ル タ ー テ ル	ロ デ ュ ー サ キ ツ	ウ ロ キ ナ ー ゼ 使 用 中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	ヘ バ リ ン 使 用 中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	ヘ バ リ ン 使 用 中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	中 心 静 脈 用 カ テ ー テ ル	血 管 内 光 断 層 撮 影 用 カ テ ー テ ル	心 臓 力 テ ー テ ル 付 検 査 装 置

149	吸収性骨固定バンド
150	吸収性体内固定用ケーブル
151	ヒト骨移植片
152	手術用吸収性メッシュ
153	コラーゲン使用人工骨
154	吸収性人工腱
155	吸収性骨スペーサ
156	吸収性骨プラグ
157	吸収性腱鞘スベーザ
158	医薬品組合せ標骨頭用補綴材
159	人工皮膚
160	コラーゲン使用人工皮膚
161	心臓内バッチ
162	人工耳・鼻・喉用吸収性補綴材
163	体内用吸収性合成・炭素繊維補綴材
164	中心循環系血管内塞栓促進用補綴材
165	髓膜用補綴材
166	人工韌帶
167	乳頭用補綴材
168	医薬品投与用植込み型避妊具
169	ヒト硬膜移植片
170	人工心膜用補綴材
171	人工乳房
172	ゲル充填人工乳房
173	異種移植片グラフト
174	ヒト合成人工硬膜
175	補助循環装置用遠心ポンプ
176	ヘパリン使用補助循環装置用遠心ポンプ
177	補助循環装置用スパイラルポンプ
178	補助循環装置用手動クランクポンプ
179	単回使用遠心ポンプ
180	ヘパリン使用単回使用遠心ポンプ

122	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181									
置	脳無痛法用電気刺激装置	ペースメーター・除細動器リード抜去キット	抗菌泌尿器用カテーテル	セラピー装置	中心循環系手動式放射線フランキセラピー裝	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	血管内膜型人工肺	体外設置式補助人工心臓ポンプ	自動植込み型除細動装置	デュアルチャンバ自動植込み型除細動器	細動誘発器	体内用除細動電極	人工心臓	人工肺	植込み型補助人工心臓システム	植込み型補助人工心臓ポンプ	植込み型補助人工心臓用電源供給ユニット	血圧脈動脈洞枝電気刺激装置	発作防止用脳電気刺激装置	昏睡覚醒用迷走神経電気刺激装置	精神療法用迷走神経電気刺激装置	植込み型歩行用神経筋電気刺激装置	腹膜カテーテル用吸収性カフ	コレーゲン使用腹膜カテーテル用吸収性カフ	抗発作用迷走神経電気刺激装置	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	排尿・排便用神経筋電気刺激装置	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	振せん用脳電気刺激装置	中心循環系アフターローディング式フランキ	除痛用電気刺激装置	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	セラピー装置	中心循環系手動式放射線フランキセラピー裝	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	抗菌泌尿器用カテーテル	ペースメーター・除細動器リード抜去キット	脳無痛法用電気刺激装置	置
置	脳無痛法用電気刺激装置	ペースメーター・除細動器リード抜去キット	抗菌泌尿器用カテーテル	セラピー装置	中心循環系手動式放射線フランキセラピー裝	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	抗菌泌尿器用カテーテル	セラピー装置	中心循環系アフターローディング式フランキ	除痛用電気刺激装置	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	振せん用脳電気刺激装置	中心循環系アフターローディング式フランキ	除痛用電気刺激装置	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	セラピー装置	中心循環系手動式放射線フランキセラピー裝	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	抗菌泌尿器用カテーテル	ペースメーター・除細動器リード抜去キット	脳無痛法用電気刺激装置	置																
置	脳無痛法用電気刺激装置	ペースメーター・除細動器リード抜去キット	抗菌泌尿器用カテーテル	セラピー装置	中心循環系手動式放射線フランキセラピー裝	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	抗菌泌尿器用カテーテル	セラピー装置	中心循環系アフターローディング式フランキ	除痛用電気刺激装置	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	振せん用脳電気刺激装置	中心循環系アフターローディング式フランキ	除痛用電気刺激装置	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	セラピー装置	中心循環系手動式放射線フランキセラピー裝	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	抗菌泌尿器用カテーテル	ペースメーター・除細動器リード抜去キット	脳無痛法用電気刺激装置	置																

308	307	306	305	304	303	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291	289	288	287	286	285	283	282	281	280	279																																																															
人工眼窓縫 人工耳小骨 人工全耳小骨 腱鞘スベーザ 人工足関節脛骨コンボーネント 人工手関節手根骨コンボーネント 人工足関節脛骨コンボーネント 人工手関節上腕骨コンボーネント 人工肩関節上腕骨コンボーネント 人工肘関節橈骨コンボーネント 人工腕関節橈骨・尺骨コンボーネント 人工肩関節橈骨コンボーネント 人工肘関節橈骨コンボーネント 人工椎間板 人工椎体 人工肋骨 人工頸関節 人工頸椎 頭蓋用レジン様化合物 整形外科用骨セメント 手術用メッシュ 人工骨キャップ 全人工足関節 非吸収性人工腱 人工上頸骨 人工股関節寛骨臼サポートコンボーネント 人工股関節骨セメントレストリクタ 全人工手関節 骨スペーサ 骨ブラング 人工下頸骨 人工足関節距骨コンボーネント 人工手関節距骨コンボーネント 308	307	306	305	304	303	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291	289	288	287	286	285	283	282	281	280	279																																																															
338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309																																																													
人工頸骨 局所人工耳小骨 人工心肺用コンソール ヘパリン使用人工心肺用熱交換器 ヘパリン使用人工心肺用貯血槽 人工指関節 人工関節セット 下肢再建用人工材料 上肢再建用人工材料 前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 中耳腔換氣用チューブ 人工鼓膜 血管内塞栓促進用補助材 水頭症用バルブ補助材 人工腎臓装置 透析用監視装置 多人数用透析液供給装置 血液透析装置用ピロー圧力アラーム 透析液導電率測定装置 透析用血液循環ユニット 透析用血液循環ユニット 中空糸型透析器 積層型透析器 人工心肺用システム	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309																																																													
人工心肺用ガスコントロールユニット ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ 人工心肺用血液濃縮フィルタ 人工心肺用ガスコントロールユニット ヘパリン使用人工心肺回路システム 人工心肺用温度コントロールユニット 人工心肺用回路システム 人工心肺用圧力計 ヘパリン使用人工心肺用回路システム 人工心肺用ライン内血液ガスモニタ 人工心肺用ライン内血液ガスモニタ モニタ 人工心肺用ライン内血液ガスセンサ ヘパリン使用人工心肺用ライン内血液ガス センサ 人工心肺用拍動圧ジェネレータ 体外式膜型人工肺 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用拍動圧ジェネレータ 体外式膜型人工肺 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 人工心肺用空気・液体レベル検出器 354	353	352	351	350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309																																													
368	367	366	365	364	363	362	361	360	359	358	357	356	355	354	353	352	351	350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309																															
エンドトキシン除去向け吸着型血液浄化用 透析器 血液透析過用装置 膜型血漿分離ユニット アルブミン使用細胞分離ユニット 持続緩徐式血液濾過用装置 辅助循環用バルーンポンプ駆動装置 透析用血液成分分離ユニット ガス式肺人工蘇生器 透析用人工呼吸器 高頻度人工呼吸器 手動式ジェット人工呼吸器 陰圧人工呼吸器 沢用人工呼吸器 成人用人工呼吸器 再使用可能な手動式肺人工蘇生器 手動式心臓ポンプ人工蘇生器 単回使用手動式肺人工蘇生器 再使用可能な能動型機器接続呼吸回路用 ネクタ 新生児・小児用人工呼吸器 呼気肺人工蘇生器 麻酔用人工呼吸器 可搬型人工呼吸器 持続的気道陽圧ユニット 家庭治療用人工呼吸器 二相式気道陽圧ユニット 人工呼吸器用コンバータ 持続的自動気道陽圧ユニット 麻酔システム 閉鎖循環式麻酔システム 麻酔システム用人工呼吸器	398	397	396	395	394	393	392	391	390	389	388	387	386	385	384	383	382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	370	369	368	367	366	365	364	363	362	361	360	359	358	357	356	355	354	353	352	351	350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309

427	426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415	414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402	401	400	399
腹水灌過濾機器セット	腹膜灌流用回路及び閥連用具、セット	腹膜灌流用回路及び閥連用具、セット	腹膜灌流用回路及び閥連用具、セット	腹膜灌流用カテーテルアダプタ	腹膜灌流用カテーテルアダプタ	腹膜灌流用カテーテルアダプタ	腹膜灌流用カテーテルアダプタ	自動腹膜灌流用装置	腹膜透析用カテーテル	チタニウムアダプタ	チタニウムアダプタ	半自動除細動器	手動式除細動器	電話操作除細動器	侵襲式植込み型除細動器システムアナライザ	低圧酸素患者治療装置	高圧酸素患者治療装置	吸入無痛法ユニット	電気麻酔用刺激装置	麻酔ガス送入ユニット	エトラン用麻酔蒸気化器	イソフルラン用麻酔蒸気化器	デスマフルラン用麻酔蒸気化器	セボフルラン用麻酔蒸気化器	吸入無痛法ユニット	歯科用麻酔ガス送入ユニット		
電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器	電動式心肺人工蘇生器			
427	426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415	414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402	401	400	399

458	457	456	455	454	453	452	451	450	449	448	447	446	445	444	443	442	441	440	439	438	437	436	435	434	433	432	431	430	429	428
羅患象牙質除去機能付レーザ KTPレーザ	ヘリウム・カドミウムレーザ クリプトンレーザ	レーザ供給装置用導波管	銅蒸気レーザ 内視鏡用レーザガイド	色素・アレキサンドライトレーザ アルゴン・クリプトンレーザ	一酸化炭素レーザ ダイオードレーザ	エキシマレーザ 色素レーザ	ホルミウム・ヤグレーザ アルゴンレーザ	エルビウム・ヤグレーザ エリオードレーザ	ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ	線形加速器システム 非線形加速器システム	粒子線治療装置 炭酸ガスレーザ	定位放射線治療用加速器システム 非中心循環系手動式放射線フラキセラピー装置	遠隔照射式治療用放射性核種システム 非中心循環系アフターローディング式フラ	輪郭探知器 キセラピー装置	自己血回収再注入用装置 自己血輸血ユニット															
458	457	456	455	454	453	452	451	450	449	448	447	446	445	444	443	442	441	440	439	438	437	436	435	434	433	432	431	430	429	428

マイクロ波メス	水晶体乳化術白内障摘出ユニット
超音波吸引器	高周波病変ジェネレータ
高周波病変プローブ	マイクロ波ハイバサーミアシステム
超音波ナノフ	高周波波式ハイバサーミアシステム
液体加温ハイバサーミアシステム	超音波式ハイバサーミアシステム
コンビネーション型ハイバサーミアシステム	コンビネーション型ハイバサーミアシステム
体内挿入式レーザ結石破碎装置	体内挿入式超音波結石破碎装置
体内挿入式電気水圧衝撃波結石破碎装置	体内挿入式電気水圧衝撃波結石破碎装置
圧縮波結石破碎装置	微小火薬挿入式結石破碎装置
体内挿入式結石穿孔破碎装置	脳血管ウォータージェットカテーテルシステム
X線透視型体内挿入式結石機械破碎装置	体外式結石破碎装置
体外式結石破碎装置	歯科用骨再建インプラント材
歯科用骨内インプラント材	歯科用インプラントフィックスチャ
歯科用インプラント材	歯科用粘膜下埋植型インプラント材
歯科用粘膜下埋植型インプラント材	歯科用骨膜下インプラント材
歯科用骨膜下インプラント材	歯科用経歯肉インプラント材
歯科用経歯肉インプラント材	歯科用インプラントシステム
歯科用インプラントシステム	コレーダン使用眼防護具
コレーダン使用眼防護具	子宮内避妊用具
子宮内避妊用具	避妊用卵管閉鎖インサー

555 554 553 552 551 550 549	548 547 546 545 544 543 542 541 540	539 538 537 536 535 534 533 532 531 530 529	528 527 526 525 524 523
単回使用熱・水分交換式加湿器	単回使用人工鼻用フィルタ	経皮ベースメーク電極除去器具	水頭症シャント用フィルタ
単回使用マスク	再使用可能な熱・水分交換式加湿器	経食道体外型心臓ベースメーク用電極	リンバシャント
スカベンジ麻酔用マスク	部分再呼吸式マスク	人工心肺用熱交換器	胸膜腹膜排液用シャント
加熱式加湿器	人工心肺回路用血液フィルタ	人工心肺用除泡器	経血用収集器
救命蘇生マスク	間欠強制換氣補助人工呼吸器呼吸回路	人工心肺用ブライミング溶液フィルタ	創部用ドレナージキット
ベンチュリマスク	再使用可能な人工呼吸器呼吸回路	心筋保護液用フィルタ	テール
エアロゾル非再呼吸式マスク	単回使用人工呼吸器呼吸回路	人工心肺回路用血液フィルタ	創部用吸引留置カテーテル
空気・酸素非再呼吸式マスク	エアロゾル非再呼吸式マスク	心筋保護液用フィルタ	シャントバルブプログラマ
部分再呼吸式マスク	空気・酸素非再呼吸式マスク	人工心肺用血液フィルタ	経皮ベースメーク電極
ベンチュリマスク	部分再呼吸式マスク	人工心肺用除泡器	経食道体外型心臓ベースメーク電極
加熱式加湿器	エアロゾル非再呼吸式マスク	人工心肺用熱交換器	テール
救命蘇生マスク	部分再呼吸式マスク	人工心肺用血液フィルタ	ヨーブ及び
スカベンジ麻酔用マスク	エアロゾル非再呼吸式マスク	心筋保護液用フィルタ	テール
加熱式加湿器	部分再呼吸式マスク	人工心肺用除泡器	テール
単回使用熱・水分交換式加湿器	エアロゾル非再呼吸式マスク	人工心肺用熱交換器	テール
単回使用人工鼻用フィルタ	部分再呼吸式マスク	人工心肺用血液フィルタ	テール
再使用可能な熱・水分交換式加湿器	エアロゾル非再呼吸式マスク	心筋保護液用フィルタ	テール
単回使用マスク	部分再呼吸式マスク	人工心肺用除泡器	テール
スカベンジ麻酔用マスク	エアロゾル非再呼吸式マスク	人工心肺用熱交換器	テール

<p>別表</p> <p>厚生労働大臣 尾辻 秀久</p> <p>薬事法施行令第二十一条第三項（同令第七十二条において準用する場合を含む）の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医療機器は、薬事法第二条第四項で定める医療機器であつて、同条第七項に規定する一般医療機器（別表に掲げるもの及び製造工程において滅菌されるものを除く。）以外のもとのとする。</p> <p>八号）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>平成十六年十二月二十四日</p>
<p>1 体表面用超音波プローブカバーメータ</p>
<p>2 モータ付自動絞りX線診断装置用コリメータ</p>
<p>3 モータ付手動絞りX線診断装置用コリメータ</p>
<p>4 X線管支持床支持台</p>
<p>5 天井取付け式X線管支持器</p>
<p>6 壁取付け式X線管支持器</p>
<p>7 汎用X線診断装置用非電動式患者台</p>
<p>8 汎用X線診断装置用電動式患者台</p>
<p>9 汎用X線診断装置用電動式患者台</p>
<p>10 X線透視診断装置用非電動式患者台</p>
<p>11 X線透視診断装置用電動式患者台</p>
<p>12 ベッドサイドX線診断装置用非電動式患者台</p>
<p>13 ベッドサイドX線診断装置用電動式患者台</p>
<p>14 X線平面断層撮影装置用非電動式患者台</p>
<p>15 X線平面断層撮影装置用電動式患者台</p>
<p>16 循環器X線診断装置用非電動式患者台</p>
<p>17 循環器X線診断装置用電動式患者台</p>
<p>18 乳房X線診断装置用非電動式患者台</p>
<p>19 乳房X線診断装置用電動式患者台</p>
<p>20 X線蛍光増倍管装置</p>
<p>21 X線用テレビ装置</p>
<p>22 X線透視画像記録用ファックスポートカメラ</p>
<p>23 蛍光像シネ撮影X線透視画像記録装置</p>
<p>24 X線平面検出器</p>
<p>25 液晶モニターフィルムエンジャ</p>
<p>26 自動X線フィルムエンジャ</p>

暗室自動X線フィルム現像装置	明室自動X線フィルム現像装置
歯科用自動現像装置	自動シネフィルムX線フィルム現像装置
マルチオーマット画像診断用カメラ	画像診断用イメージヤ
X線被曝低減装置	X線自動露出制御器
X線用グリッド	X線用グリッド
静止X線用グリッド	運動X線用グリッド
回転X線用グリッド	回転X線用グリッド
歯科用デジタル式X線センサ	放射線防護用ミトン
放射線防護用前掛	放射線防護用局所手防護具
放射線防護用胸部前掛	放射線防護用ゴーグル
放射線防護用手袋	放射線防護用患者向け眼鏡
放射線防護用ガーメント	放射線防護用顔面防護具
放射線防護用術者向け眼鏡	放射線防護用術者向け眼鏡
放射線防護用掛布	放射線防護用固定式バリア
放射線防護用甲状腺防護具	放射線防護用移動式バリア
放射線防護用生殖腺防護具	放射線防護用エネルギー
放射線防護用固定式バリア	胸部X線間接撮影用防護箱
放射線防護用移動式バリア	再使用可能な体温計プローブ
放射線防護用エネルギー	子宮内圧トランステューザ
放射線防護用電極	脈波計
単回使用バルスオキシメータプローブ	単回使用体温計プローブ
新生児心電図用電極	再使用可能なバルスオキシメータプローブ
心尖心電計トランസ്ടﾞユーサ	再使用可能な心電用電極
心電図検査用自動吸着電極装置	單回使用心電用電極
頭皮脳波用電極	頭皮脳波用電極
脳波用電極キャップ	体表面筋電計電極
表面筋電計電極	

(号外第 285 号)

143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111
眼筋計	瞳孔記録計	複視診断計	アノマロスコープ	眼位計	ハプロスコープ	シノプロトフォア	ジストメータ	眼振テープ	歩行分析計	平衡機能計	コントラスト感度測定装置	中心フレッカ値測定装置	内視鏡ビデオ画像プロセッサ	内視鏡用光源・プロセッサ装置	外部電源式内視鏡用光源装置	バッテリー式内視鏡用光源装置	ガス圧トランステューサ	フロー方式臨床化学分析装置	乾式臨床化学分析装置	バック式臨床化学分析装置	汗試験用イオン導入装置	炎光式電解質分析装置	汎用分光光度分析装置	ディスクリート方式臨床化学自動分析装置	遠心方式臨床化学分析装置	乾式臨床化学分析装置	汗試験用イオン導入装置	炎光式電解質分析装置	血中カリウム分析装置			

カルシウム分析装置	イオン選択性分析装置
クーロメトリー式電解質分析装置	蛍光式電解質分析装置
蛋白分画電気泳動分析装置	デンシシメトリー分析装置
酵素分析装置	蛋白質分析装置
酵素免疫測定装置	マイクロタイパレートリーダ
免疫比濁分析装置	免疫比濁分析装置
免疫蛍光分析装置	免疫発光測定装置
免疫発光測定装置	粒子計測免疫測定装置
便潜血測定装置	便潜血測定装置
グルコース分析装置	ラクテート分析装置
コレステロール分析装置	高速液体クロマトグラフィ分析装置
ビリルビン分析装置	浸透圧分析装置
グリコヘモグロビン分析装置	検査室用屈折計
カテーテールアミン分析装置	コレーストロール分析装置
クレアチニン分析装置	ビリルビン分析装置
窒素分析装置	グリコヘモグロビン分析装置
ポータブル臨床用屈折計	カテーテールアミン分析装置
血液ガス酸素分析装置	クレアチニン分析装置
汎用血液ガス分析装置	窒素分析装置
体外型血液ガス分析装置	ポータブル臨床用屈折計
体外検査用オキシメータ	血液ガス酸素分析装置
ヘパリン分析装置	汎用血液ガス分析装置
酵素分析装置	体外型血液ガス分析装置
微生物由来成分分析装置	体外検査用オキシメータ

370	369	368	367	366	365	364	363	362	361	360	359	358	357	356	355	354	353	352	351	350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338
歯科咬合スプリント用材料	歯科用手袋	歯肉圧排糸	歯肉圧排キット	歯科適合試験用材料	歯科矯正用工具	歯科技工用工具	歯科用高分子鉄成形品	歯科用金属鉄成形品	歯科矯正用工具	歯科用口唇筋力固定装置	歯科矯正用工具	歯面漂白用加熱装置	歯肉溝滲出液測定器	歯肉溝分析装置	歯科用咬合力計	顎微鏡付属品	双眼ルーペ	止血用押圧器具	インパクタ	非能動型呼吸運動訓練装置	非能動型上肢用他動運動訓練装置	非能動型下肢用他動運動訓練装置	非能動型手用他動運動訓練装置	測定機能付自力運動訓練装置								
歯科咬合スプリント	歯科用咬合スプリント	歯肉圧排糸	歯肉圧排キット	歯科適合試験用材料	歯科矯正用工具	歯科技工用工具	歯科用高分子鉄成形品	歯科用金属鉄成形品	歯科矯正用工具	歯科用口唇筋力固定装置	歯科矯正用工具	歯面漂白用加熱装置	歯肉溝滲出液測定器	歯肉溝分析装置	歯科用咬合力計	顎微鏡付属品	双眼ルーペ	止血用押圧器具	インパクタ	非能動型呼吸運動訓練装置	非能動型上肢用他動運動訓練装置	非能動型下肢用他動運動訓練装置	非能動型手用他動運動訓練装置	測定機能付自力運動訓練装置								
歯科咬合スプリント	歯科用咬合スプリント	歯肉圧排糸	歯肉圧排キット	歯科適合試験用材料	歯科矯正用工具	歯科技工用工具	歯科用高分子鉄成形品	歯科用金属鉄成形品	歯科矯正用工具	歯科用口唇筋力固定装置	歯科矯正用工具	歯面漂白用加熱装置	歯肉溝滲出液測定器	歯肉溝分析装置	歯科用咬合力計	顎微鏡付属品	双眼ルーペ	止血用押圧器具	インパクタ	非能動型呼吸運動訓練装置	非能動型上肢用他動運動訓練装置	非能動型下肢用他動運動訓練装置	非能動型手用他動運動訓練装置	測定機能付自力運動訓練装置								
歯科咬合スプリント	歯科用咬合スプリント	歯肉圧排糸	歯肉圧排キット	歯科適合試験用材料	歯科矯正用工具	歯科技工用工具	歯科用高分子鉄成形品	歯科用金属鉄成形品	歯科矯正用工具	歯科用口唇筋力固定装置	歯科矯正用工具	歯面漂白用加熱装置	歯肉溝滲出液測定器	歯肉溝分析装置	歯科用咬合力計	顎微鏡付属品	双眼ルーペ	止血用押圧器具	インパクタ	非能動型呼吸運動訓練装置	非能動型上肢用他動運動訓練装置	非能動型下肢用他動運動訓練装置	非能動型手用他動運動訓練装置	測定機能付自力運動訓練装置								

○厚生労働省告示第四百四十一号 蒸事法施行令(昭和三十六年政令第一号)第 八十一条第二項第七号への規定に基づき、蒸事法施 行令第八十条第二項第七号への規定に基づき厚生 労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別 の注意を要する医薬品及び医療機器を次のように 定め、蒸事法及び採血及び供血あつせん業取締法 の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六 号)第一条の規定の施行の日(平成十七年四月一 日)から適用する。	歯科用分離材 歯科根管切削補助材 皮膚擦傷ユニット ガス圧式デルマトーム ガス圧式手術用のじぎり 血取りドリル シェーバシステム ガス圧式手術用ドリル エア式骨手術器械 整形外科用セメント吸引器 滅菌済み吸収材付アブリケータ 眼鏡レンズ(日本工業規格に適合するもの を除く。) 光学式角膜厚さ計 眼球突出計 体外型眼瞼 ^{まぶた} ウェイト 眼球圧迫器 手術用被覆・保護材 家庭用低周波治療器向け導子 家庭用電位治療器向け導子 生理用タンポン 救急糸創膏 ^{せきじきょうそう} 液体包帯
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一 人又は動物の細胞を培養する技術を応用して
製造される医薬品
二 医薬品及び医療部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十九号)第二条第八項に規定する細胞組織医薬品
三 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百六十九号)第二条第十二項に規定する細胞組織医療機器
四 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十項に規定する特定生物由来製品
○ 厚生労働省告示第四百四十二号
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)第五十五条第三項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第五十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付(昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。
平成十六年十二月二十四日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
第三号中「及び保護受託者への委託措置」を削る。
○ 厚生労働省告示第四百四十三号
療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条第一項第十号の規定に基づき、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭和五十二年厚生省告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。
平成十六年十二月二十四日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
第三号中「及び保護受託者への委託措置」を削る。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第一号中「及び保護受託者への委託措置」を削る。

○厚生労働省告示第四百四十五号
健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第一百六条第八号及び第七十七条第十号並びに船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条ノ一ノ八第七号及び第四十七条ノ二ノ九第九号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六百六条第八号及び第七十七条第十号並びに船員保険法施行規則第四十七条ノ一ノ八第七号及び第四十七条ノ二ノ九第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第二百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十二月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第一号中「及び保護受託者への委託措置」を削る。

○厚生労働省告示第四百四十六号
健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第一百八条第七号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条ノ三第七号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六百六条第七号及び船員保険法施行規則第四十七条ノ三第七号及び船員保険法施行規則第四十七条ノ三第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百一号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十二月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第一号中「及び保護受託者への委託措置」を削る。

○厚生労働省告示第四百四十七号
老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)第一条第一項第八号の規定に基づき、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百四十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十二月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第三号中「及び保護受託者への委託措置」を削る。